令和６年４月１日現在

**矢板市結婚新生活支援事業**

**令和６年度　申請の手引き**

本事業は、矢板市での結婚や子育ての希望がかなえられるよう、経済的不安の軽減を図るため、結婚に伴う新生活に必要となる住宅の取得若しくは賃借又は引越しに関する費用の一部を補助し、若い世代の結婚を後押しします。

矢板市　健康福祉部　子ども課

**矢板市結婚新生活支援事業補助金について**

**⑴　補助対象要件**※以下のすべてを満たしていること

|  |  |
| --- | --- |
| ① □ | 婚姻日が令和６年1月１日から令和７年３月３１日まで |
| ② □ | 婚姻届受理時の年齢が夫婦ともに３９歳以下  ※年齢の計算については、「年齢計算に関する法律第２項」及び「民法第１４３条」に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されますのでご注意ください。 |
| ③ □ | 夫婦の令和５年の所得の合計が５００万円未満  ※ 貸与型奨学金の返済を行っている場合は、夫婦の所得の合計から貸与型奨学金の年間返済額を控除 |
| ④ □ | 申請日から起算して本市に３年以上居住すると誓約できる。 |
| ⑤ □ | 矢板市暴力団排除条例（平成24年矢板市条例第26号）第２条第４号に規定する暴力団員等ではない。 |
| ⑥ □ | 夫婦のいずれもが市税の滞納がない。 |
| ⑦ □ | 夫婦のいずれもが補助対象となる住宅以外の住宅を所有していない。 |
| ⑧ □ | 過去に本市及び他自治体において、この制度に基づく補助を受けたことがない  ※ 国の「地域少子化対策重点推進交付金」を活用した「結婚新生活支援事業」 |
| ⑨ □ | 本市の他の事業における住宅取得費用や住宅賃借費用、引越費用及びリフォーム費用に係る補助を受けていない。 |

**⑵　対象費用及び対象期間**

対象費用は、対象期間内に支払った以下の①・②・③・④の合計で、婚姻日が「令和６年１月１日から令和７年３月３１日」かつ、夫婦ともに年齢が２９歳以下の場合は一世帯当たり６０万円を上限とし、その他の場合は一世帯当たり３０万円を上限とします。

**対象費用**

① 住宅取得費用：住宅の購入費（土地の購入費は除く）

② 住宅賃借費用：賃貸住宅の賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

③ 引越費用：引越事業者又は運送業者へ支払った実費

④ リフォーム費用：住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用（倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用は除く）

**対象期間**令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

**⑶　申請期間**

令和６年６月３日から令和７年３月31 日まで

※ ただし、予算額の上限に達した時点で受付を終了します。

**手続きの流れ**

**ＳＴＥＰ１　事前相談**

補助対象要件（P１参照）をすべて満たしているか確認してください。 その後、子ども課に御来庁いただくか、お電話でご相談ください。交付に必要な書類や、交付申請の時期などをお伝えします。

**ＳＴＥＰ２　交付申請**

以下の①から⑨までの書類をご用意のうえ、子ども課に申請してください。また、該当がある場合は、⑩及び、⑪の書類もあわせて提出してください。なお、代理の方が窓口に申請書を提出することや、郵送で申請することができます。書類をもとに市が内容を審査し、補助金交付の決定について通知します。

**申請書類**　※以下の全ての書類を提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| ① □ | 矢板市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼請求書（別記様式第１号） |
| ② □ | 「婚姻届受理証明書」又は婚姻届が受理された後の「戸籍謄本」 |
| ③ □ | 夫婦の住民票の写し |
| ④ □ | 夫婦の所得額がわかる「住民税決定証明書」 ※ 源泉徴収票は不可 |
| ⑤ □ | 市税の完納証明書 |
| ⑥ □ | 新婚世帯が現に居住する本人又は配偶者名義の住宅に係る次のア、イ又はウのいずれかの書類  ア 住宅取得の場合：工事請負契約書又は売買契約書の写し及び登記事項証明書  イ 住宅賃借の場合：賃貸借契約書の写し  ウ 住宅のリフォームの場合：工事請負契約書又は請書の写し |
| ⑦ □ | 住居手当支給証明書（別記様式第２号）  ※ 住居手当が支給されていない場合も必須 |
| ⑧ □ | 補助対象費用の領収書またはその写し  ※ 対象費用の引き落とし口座の通帳の写しでも可。ただし、補助対象費用の引き落としであることが確認できる場合のみ |
| ⑨ □ | 同意書兼誓約書（別記様式第３号） |
| 以下について該当がある場合は、提出してください。 | |
| ⑩ □ | 夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金を受けている場合  ⇒貸与型奨学金の令和５年分の年間返済額が確認できる書類 |
| ⑪ □ | 日本国以外で婚姻の手続を行った場合  ⇒婚姻の手続を行った国での婚姻証明書及びその和訳 |

**矢板市の他の事業における住宅取得費用等の補助制度との比較**

（１）住宅取得の場合：「暮らし」のびのび定住促進補助金

若い世代の移住定住を促進するため、矢板市内に新たに住居を求める方に対して、補助金を交付します。

「結婚新生活支援事業補助金」、「「暮らし」のびのび定住促進補助金」ともに該当しません。

**いいえ**

矢板市に住民票がある。

**はい**

**はい**

「結婚新生活支援事業補助金」には該当しませんが、以下の要件に当てはまる方は「「暮らし」のびのび定住促進補助金」に該当する場合があります。

・矢板市内に住宅（新築・建売・中古）を取得し、そこに住民登録をした方

・住宅を取得した時点で45歳以下

・取得した住宅に2人以上で入居し、5年以上住むことを誓約した方

ほかにも要件がありますので、詳しくは都市整備課へお問い合わせください。

都市整備課：0287-43-6213

**いいえ**

夫婦ともに39歳以下である。

**はい**

**いいえ**

婚姻日が令和６年１月１日から令和７年３月31日までである。

**はい**

**いいえ**

夫婦の所得の合計が

500万円未満である。

**はい**

３年以上居住すると誓約できる。

※「結婚新生活支援事業補助金」と「「暮らし」のびのび定住促進補助金」の両方を重複して申請することはできません。

「結婚新生活支援事業補助金」に該当する可能性があります。補助対象要件（P１参照）を満たす場合は、子ども課へご相談ください。

子ども課：0287-44-3600

（２）住宅賃借の場合：定住ミニサポート事業費補助金

これまで矢板市に住んだことのない、これから子どもを産み育てる夫婦に対して、家賃負担を軽減するために補助金を交付します。

「結婚新生活支援事業補助金」、「定住ミニサポート事業費補助金」ともに該当しません。

矢板市に住民票がある。

婚姻日が令和６年１月１日から令和７年３月31日までである。

**はい**

**はい**

**はい**

**はい**

**いいえ**

３年以上居住すると誓約できる。

**はい**

夫婦の所得の合計が

500万円未満である。

**いいえ**

夫婦ともに39歳以下である。

「結婚新生活支援事業補助金」には該当しませんが、「定住ミニサポート事業費補助金」に該当する場合があります。（ただし、これまでに矢板市に住んでいた人がいる場合は該当しません。）

ほかにも要件がありますので、詳しくは都市整備課へお問い合わせください。

都市整備課：0287-43-6213

**いいえ**

**いいえ**

**いいえ**

※「結婚新生活支援事業補助金」と「定住ミニサポート事業費補助金」の両方を重複して申請することはできません。

「結婚新生活支援事業補助金」に該当する可能性があります。補助対象要件（P１参照）を満たす場合は、子ども課へご相談ください。

子ども課：0287-44-3600

（３）住宅リフォームの場合：住まいるリフォーム補助金

　子どもを産み育てる夫婦とその親の同居又は近居を促進し、子育てに係る負担を分散し、子どもを産み育てやすい環境と定住の促進を図るため補助金を交付します。

**いいえ**

「結婚新生活支援事業補助金」、「住まいるリフォーム補助金」ともに該当しません。

「結婚新生活支援事業補助金」には該当しませんが、以下の要件に当てはまる方は「住まいるリフォーム補助金」に該当する場合があります。

・５年以上居住すると誓約できる方

ほかにも要件がありますので、詳しくは都市整備課へお問い合わせください。

都市整備課：0287-43-6213

※「結婚新生活支援事業補助金」と「住まいるリフォーム補助金」の両方を重複して申請することはできません。

「結婚新生活支援事業補助金」に該当する可能性があります。補助対象要件（P１参照）を満たす場合は、子ども課へご相談ください。

子ども課：0287-44-3600

**いいえ**

**いいえ**

**いいえ**

夫婦の所得の合計が

500万円未満である。

矢板市に住民票がある。

**はい**

３年以上居住すると誓約できる。

**はい**

**はい**

**はい**

**はい**

婚姻日が令和６年１月１日から令和７年３月31日までである。

夫婦ともに39歳以下である。